

## 平成27年度以降の県内における財政調整の案

### 1 財政調整を検討する上での留意すべき視点

(1) 国保の広域化 が目前に迫って いる	<p>H25.8.6 社会保障制度改革国民会議報告書により、平成29年度までの都道府県移行が示された。</p> <p>H25.8.21 「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定。</p> <p>H25.12.5 骨子に基づく法制上の措置として「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」が国会で成立。医療保険の財政基盤の安定化について必要な法案を平成27年通常国会に提出することを目指すとされている。</p>
(2) 国保の広域化 に伴う制度変更が 不透明	<p>国保の広域化に伴い、調整交付金や定率国庫負担、その他の財政支援がどのように変更されるのか（変更されないのか）不透明で、今後、重大な制度変更が短期間に相次いで実施される可能性もある。</p> <p>支出面（保険財政共同安定化事業）のみならず、収入面（保険税）の統一あるいは標準保険料率の設定も今後検討される。</p>
(3) 県内における 変動要因	<p>今後、仮に原発事故等に伴う一部負担金免除等に係る国の財政支援が終了するような場合、医療費実績の変化により共同事業の拠出（交付）超過額が変動したり、該当市町村が独自に免除を実施することに対して、県調整交付金による新たな財政支援を検討することも必要となる。</p>
(4) 急激な変化への配慮	<p>各種交付額の算定に当たっては、事務処理を行う上で過度の負担となるないようにするとともに、市町村の国保財政面においても急激な変化が生じないように十分な配慮が必要である。</p>

※ 厚生労働省国民健康保険課によれば、平成27年度予定の保険財政共同安定化事業の拡大に関する予定どおり実施する意向。

また、県調整交付金による所得調整や保険財政共同安定化事業の所得割による拠出のいざれも導入しない場合でも、国の普通調整交付金によるペナルティは考えていないこと。

## 2 調整案

試算の結果等を踏まえ、現時点で考えられる調整案とそのメリット・デメリットは次のとおり。  
(別紙参照)

### (1) 県調交1号交付金で所得調整（案の1）

算定方式	(県調交1号交付金) 財政調整型（給付費指数1.10超を調整対象とする） (保険財政共同安定化事業) 医療費割50、被保険者割50
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>国のガイドラインに沿った調整方法</li><li>医療費支出面のみならず、収入面を考慮した県内保険者間の調整</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>今後、広域化の制度設計によっては短期間に改めて制度変更の可能性</li><li>県調交1号交付金の算定額の増加により、予算額を超えた場合は調整率を乗じたり、2号交付金の配分にも影響が出る可能性</li><li>県調交1号交付金を見積もる際、県平均値から算出される給付費指数等の把握が必要になるなど算定の事務処理に負担</li></ul>

### (2) 現行どおり（県調交・保財のいずれの調整も行わない）（案の2）

算定方式	(県調交1号交付金) 定率型 (保険財政共同安定化事業) 医療費割50、被保険者割50
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>算定方式等をなるべく現行から変更しないでおくことで、今後の制度変更に対する混乱を回避</li><li>財政調整型に比べ県調交1号交付金の算定額が十数億円少ないことから、その分で他のメニューへの配分や新規需要への対応が可能</li><li>県調交1号交付金を見積もる際は、給付費等に定率を乗じて算出するなど算定が簡便</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>国のガイドラインに沿った調整ではない</li></ul> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"><p>※ 国はペナルティは考えていない。 ※ 他都道府県において、いずれの調整も行わないことを既に決定又は検討しているところが複数あり ※ 国の普通調整交付金で既に全国規模の財政調整</p></div>

※ 上記2案のほか、保険財政共同安定化事業の拠出に所得割を導入するという方策も考えられるが、次の理由により今回は除外した。

- 1保険者当たりの拠出超過額及び1保険者当たりの保険者持出（交付額の1%以下）のいずれも増加することになる。
  - 県調交による支援（交付額の1%超）も増加することから、その他のメニューへの配分や新規需要への対応にも影響が出る可能性がある。
  - ガイドラインに沿った調整ではない。

### 3 平成27年度以降の2号交付金の変更点

- 保険財政共同安定化事業の拡大に伴い、現在の県調整交付金2号交付金のうち「定率国庫負担2%減に伴う財政支援」は平成26年度までの措置とし、平成27年度以降廃止する。
- 現在、共同事業（保財・高額）の拠出超過額のうち交付額の3%超分に対して行っている県調整交付金による支援は、平成27年度以降は保険財政共同安定化事業の拠出超過額のうち交付額の1%超分を支援し、その支援の終期を定めずに当面継続するものとする。（支援の終期については、今後の国保の広域化に係る制度設計や他都道府県の動向を注視し引き続き検討を行う。）

### 4 ワーキンググループにおける検討結果

- 上記2の調整案について、広域化等支援方針検討ワーキンググループ第2回検討会（H25.11.25）で議論したところ、「県調整交付金1号・2号交付金の合計額について、2案にほとんど差がないようであれば（案の2）を選択する」という御意見をいただいたところ。
- また、保険財政共同安定化事業では、医療費適正化に取り組んでいる保険者が結果的に拠出超過になる側面もあることから、（案の2）を採用することにより2号交付金の配分可能額を確保し、これらの負担増に対する財政支援（既存メニューの評価方法の変更や新規メニュー）を検討するよう御意見があった。（拠出超過額のうち交付額の1%超分の支援に加え、拠出超過の1%以下（保険者持出）分の支援についても、今後の検討課題とする。）

### 5 全市町村に対する意向調査

ワーキンググループにおける検討結果を踏まえ、調整案について、平成25年12月に全市町村意向調査を実施。

その結果は資料4のとおり。

県内における財政調整（県調整交付金による所得調整と保険財政共同安定化事業の所得割による拠出）

	～平成26年度	平成27年度～ 終期末定			
(1) 県調交1号交付金  (2) 保険財政共同安定化事業の算定方式	(1) 県調交1号 定率型 <b>1号70.2億円</b> <b>2号48.4億円</b>  (2) 保財算定方式  ア 対象医療費 30万円超  イ 拠出割合 医療費割50 被保険者割50  <b>拠出(交付)超過 10.1億円</b>	案 の 1  案 の 2	県調交1号交付金で所得調整  (1) 県調交1号 <b>1号83.7億円</b> 財政調整型 <b>2号35.0億円</b> (給付費指数1.10超を 調整対象とする)  (2) 保財算定方式 ア 対象医療費 1円以上 イ 拠出割合 医療費割50 被保険者割50  <b>拠出(交付)超過 27.4億円</b>	メリ リ ツト  メリ リ ツト  メリ リ ツト  メリ リ ツト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のガイドラインに沿った調整方法</li> <li>・ 医療費支出面のみならず、収入面を考慮した県内保険者間の調整</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、広域化の制度設計によっては短期間に改めて制度変更の可能性</li> <li>・ 県調交1号交付金の算定額の増加により、予算額を超えた場合は調整率を乗じたり、2号交付金の配分にも影響が出る可能性</li> <li>・ 県調交1号交付金を見積もる際、県平均値から算出される給付費指数等の把握が必要になるなど算定の事務処理に負担</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 算定方式等をなるべく現状から変更しないでおくことで、今後の制度変更に対する混乱を回避</li> <li>・ 財政調整型に比べ県調交1号交付金の算定額が十数億円低いことから、その分で他のメニューへの配分や新規需要への対応が可能</li> <li>・ 県調交1号交付金を見積もる際は、給付費等に定率を乗じて算出するなど算定が簡便</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国のガイドラインに沿った調整ではない           <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 国はペナルティは考えていない。</li> <li>※ 他都道府県において、いずれの調整も行わないことを既に決定又は検討しているところが複数あり</li> <li>※ 国の普通調整交付金で既に全国規模の財政調整</li> </ul> </li> </ul>
(3) 県調交2号交付金 拠出超過への支援	共同事業(高額・保 財)交付額の3%超 <b>1.5億円</b>		(案の1、案の2ともに) 保険財政共同安定化事業交付額の1%超  <b>23.8億円</b>		
(4) 県調交2号交付金 定率国庫負担2% 減に伴う財政支援	実施 <b>23.4億円</b>		(案の1、案の2ともに) 廃止		

※ 上記の金額は平成24年度実績ベースに基づく試算であり、医療給付の伸びや震災に係る一部負担金免除の動向は考慮していない

※ H24 県調整交付金実績 118.6億円 (1号交付金 70.2億円、2号交付金 48.4億円)

## 見直し後の保険財政共同安定化事業等の拠出超過額に対する財政支援の概要

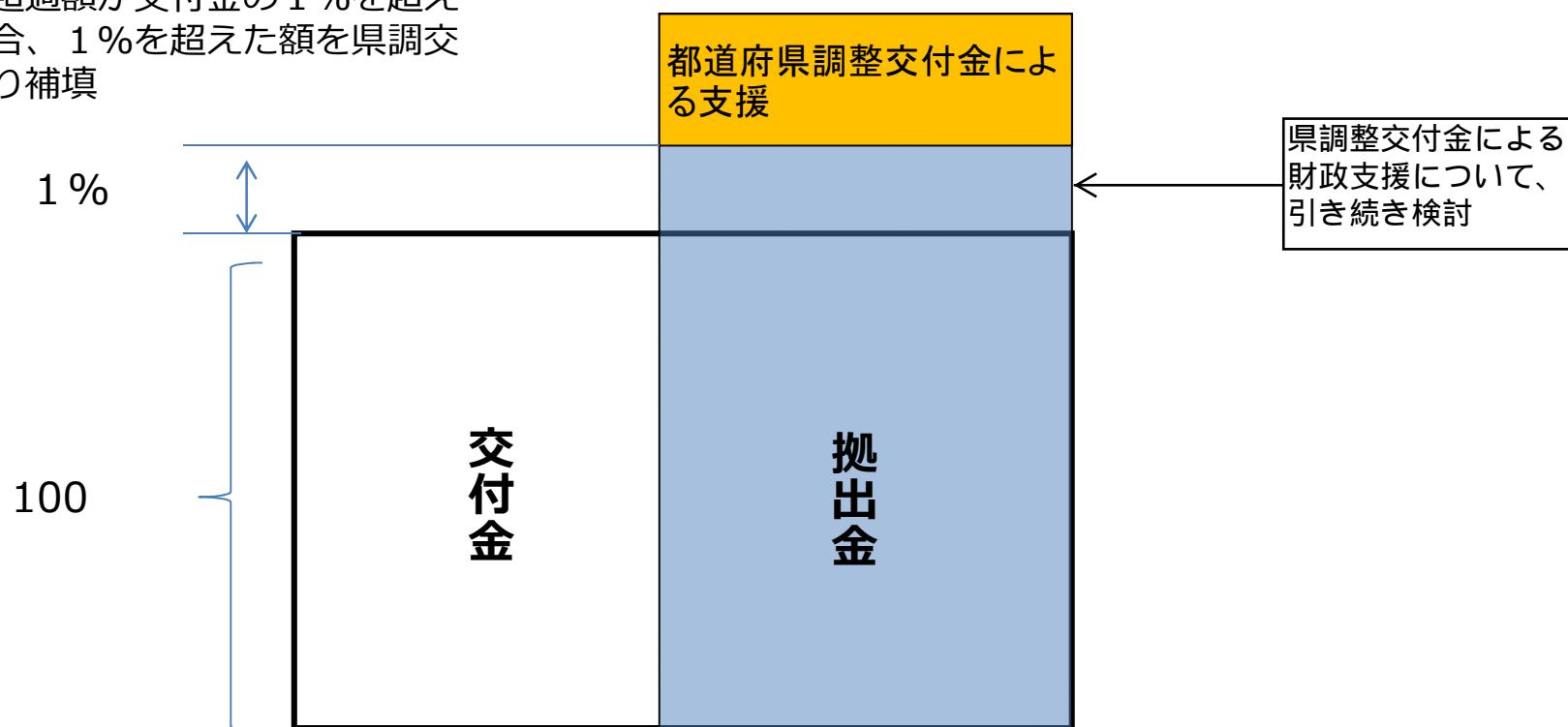
- 保険財政共同安定化事業の拠出金の持ち出し額(拠出金－交付金)が、交付金の1%を超える場合には、当該超過額を都道府県調整交付金により財政支援するよう、ガイドラインの見直しを行った。

※ 財政支援の対象となる拠出金超過額の計算方法

$$\text{支援対象の拠出超過額} = \frac{\text{拠出超過額}}{(\text{拠出額} - \text{交付額})} - \text{交付金の1\%}$$

### 【1%超過額に対する財政支援のイメージ】

拠出超過額が交付金の1%を超える場合、1%を超えた額を県調交により補填



平成27年度以降の県調整交付金の試算一覧

(単位:千円)

保番	市町村	【H24実績】			【案の1】県調交1号交付金で財政調整					【案の2】現行どおり(県調交・保財いずれも調整せす)					【案の1】・ 【案の2】差額		【案の1】・ 【案の2】乖離幅	
		1号交付金 (A)	2号交付金 (B)	計 (C)=(A)+(B)	1号交付金 (D)	2号交付金 (E)	計 (F)=(D)+(E)	【H24】との差 (G)=(F)-(C)	対【H24】増減率 (H)=(G)/(C)	1号交付金 (I)	2号交付金 (J)	計 (K)=(I)+(J)	【H24】との差 (L)=(K)-(C)	対【H24】増減率 (M)=(L)/(C)	【案の2】差額 (N)=(K)-(F)	【案の2】(O)=(N)/(K)	【案の2】(O)=(N)/(K)	
1	福島市	797,779	511,589	1,309,368	943,782	461,910	1,405,692	96,324	7.36%	797,779	615,391	1,413,170	103,802	7.93%	7,478	0.53%		
2	二本松市	197,118	135,712	332,830	231,582	190,499	422,081	89,252	26.82%	197,118	224,048	421,166	88,336	26.54%	▲ 916	▲ 0.22%		
3	郡山市	1,075,486	658,751	1,734,237	1,280,520	588,672	1,869,192	134,955	7.78%	1,075,486	783,868	1,859,354	125,118	7.21%	▲ 9,838	▲ 0.53%		
4	須賀川市	308,400	233,188	541,588	365,216	74,566	439,782	▲ 101,807	▲ 18.80%	308,400	135,476	443,876	▲ 97,712	▲ 18.04%	4,094	0.92%		
5	白河市	210,532	152,322	362,854	253,887	95,833	349,720	▲ 13,134	▲ 3.62%	210,532	136,407	346,939	▲ 15,915	▲ 4.39%	▲ 2,781	▲ 0.80%		
6	会津若松市	381,146	359,623	740,769	469,446	491,794	961,240	220,471	29.76%	381,146	577,721	958,867	218,098	29.44%	▲ 2,373	▲ 0.25%		
7	喜多方市	188,115	135,517	323,632	235,242	34,057	269,299	▲ 54,333	▲ 16.79%	188,115	79,898	268,013	▲ 55,619	▲ 17.19%	▲ 1,286	▲ 0.48%		
8	いわき市	1,205,418	746,728	1,952,146	1,497,134	125,043	1,622,177	▲ 329,969	▲ 16.90%	1,205,418	364,958	1,570,376	▲ 381,770	▲ 19.56%	▲ 51,801	▲ 3.30%		
10	相馬市	145,062	95,664	240,726	165,303	63,544	228,847	▲ 11,879	▲ 4.93%	145,062	83,750	228,812	▲ 11,915	▲ 4.95%	▲ 35	▲ 0.02%		
11	川俣町	46,014	53,339	99,353	60,596	53,239	113,835	14,482	14.58%	46,014	65,398	111,412	12,059	12.14%	▲ 2,423	▲ 2.18%		
13	桑折町	42,411	39,554	81,965	50,123	48,286	98,409	16,443	20.06%	42,411	56,377	98,788	16,823	20.52%	380	0.38%		
14	国見町	36,406	28,312	64,718	40,849	29,990	70,839	6,121	9.46%	36,406	35,187	71,593	6,876	10.62%	754	1.05%		
21	大玉村	29,119	18,438	47,557	31,922	4,036	35,958	▲ 11,599	▲ 24.39%	29,119	9,161	38,280	▲ 9,277	▲ 19.51%	2,322	6.07%		
27	鏡石町	48,776	40,061	88,837	59,561	37,311	96,872	8,035	9.04%	48,776	46,672	95,448	6,611	7.44%	▲ 1,424	▲ 1.49%		
29	天栄村	24,798	26,687	51,485	28,884	22,512	51,396	▲ 90	▲ 0.17%	24,798	26,964	51,762	276	0.54%	366	0.71%		
30	南会津町	63,329	40,444	103,773	76,060	51,153	127,213	23,440	22.59%	63,329	62,632	125,961	22,188	21.38%	▲ 1,252	▲ 0.99%		
31	下郷町	30,382	20,145	50,527	35,527	24,845	60,372	9,845	19.48%	30,382	31,714	62,096	11,569	22.90%	1,724	2.78%		
33	檜枝岐村	3,035	10,569	13,604	3,357	9,105	12,462	▲ 1,142	▲ 8.39%	3,035	9,600	12,635	▲ 969	▲ 7.12%	173	1.37%		
36	只見町	13,344	18,232	31,576	15,419	28,600	44,019	12,444	39.41%	13,344	30,756	44,100	12,524	39.66%	81	0.18%		
38	磐梯町	11,800	23,835	35,635	14,275	24,737	39,012	3,377	9.48%	11,800	27,028	38,828	3,193	8.96%	▲ 184	▲ 0.47%		
39	猪苗代町	53,377	45,041	98,418	61,960	32,132	94,092	▲ 4,326	▲ 4.40%	53,377	40,791	94,168	▲ 4,250	▲ 4.32%	76	0.08%		
42	北塙原村	19,157	13,314	32,471	18,158	2,447	20,605	▲ 11,866	▲ 36.54%	19,157	7,338	26,495	▲ 5,976	▲ 18.40%	5,890	22.23%		
45	西会津町	30,725	30,391	61,116	37,134	48,391	85,525	24,409	39.94%	30,725	54,373	85,098	23,982	39.24%	▲ 427	▲ 0.50%		
47	会津坂下町	66,738	49,210	115,948	79,805	34,049	113,854	▲ 2,094	▲ 1.81%	66,738	46,242	112,980	▲ 2,969	▲ 2.56%	▲ 874	▲ 0.77%		
48	湯川村	8,448	10,917	19,365	8,829	21,848	30,677	11,312	58.42%	8,448	22,623	31,071	11,706	60.45%	394	1.27%		
49	柳津町	17,796	23,047	40,843	19,911	12,766	32,677	▲ 8,166	▲ 19.99%	17,796	17,513	35,309	▲ 5,535	▲ 13.55%	2,632	7.45%		
51	会津美里町	77,548	59,909	137,457	94,130	76,179	170,309	32,853	23.90%	77,548	91,759	169,307	31,850	23.17%	▲ 1,002	▲ 0.59%		
53	三島町	7,236	7,274	14,510	9,133	5,166	14,299	▲ 211	▲ 1.45%	7,236	7,167	14,403	▲ 107	▲ 0.74%	104	0.72%		
54	金山町	9,847	7,369	17,216	11,303	10,472	21,775	4,560	26.49%	9,847	12,162	22,009	4,793	27.84%	234	1.06%		
55	昭和村	5,070	15,512	20,582	6,428	26,347	32,775	12,193	59.24%	5,070	27,668	32,738	12,156	59.06%	▲ 37	▲ 0.11%		
56	棚倉町	54,888	34,743	89,631	67,738	37,084	104,822	15,190	16.95%	54,888	48,941	103,829	14,198	15.84%	▲ 992	▲ 0.96%		
57	矢祭町	25,936	15,968	41,904	30,839	26,303	57,142	15,238	36.36%	25,936	30,978	56,914	15,010	35.82%	▲ 228	▲ 0.40%		
58	塙町	35,690	20,536	56,226	41,641	41,873	83,514	27,288	48.53%	35,690	48,018	83,708	27,482	48.88%	194	0.23%		
59	鮫川村	15,112	19,040	34,152	17,604	23,216	40,820	6,669	19.53%	15,112	25,861	40,973	6,821</					